

平成25年定例会

予算決算常任委員会 教育警察分科会資料

付託議案審査

- 議案第3号「平成25年度三重県一般会計予算」(警察費)
 - ・ 資料1 平成25年度警察費当初予算編成の基本的な考え方等 1頁
 - ・ 資料2 平成25年度警察費当初予算施策別概要 3頁
 - ・ 資料3 平成25年度警察費当初予算主要事業 5頁
 - ・ 資料4 子ども見守り事業 8頁
 - ・ 資料5 通学路緊急安全対策事業 9頁
- 議案第75号「平成24年度三重県一般会計補正予算(第9号)」(警察費)
 - ・ 資料6 平成24年度三重県一般会計補正予算(警察費) 10頁
- 議案第50号「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」
 - ・ 資料7 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案 12頁
- 議案第62号「警察職員の救慰に関する条例の一部を改正する条例案」
 - ・ 資料8 警察職員の救慰に関する条例の一部を改正する条例案 16頁

平成25年3月

三重県警察本部

平成25年度警察費当初予算編成の基本的な考え方等

1 予算編成に当たっての基本的な考え方

「安全で安心な地域社会」の実現に向けて、警察の活動はもとより、県民と連携・協働した活動等を推進してきた結果、刑法犯認知件数はピークであった平成14年の半数以下にまで減少したものの、県民に不安を与える凶悪犯罪、侵入犯罪、子ども・女性を対象とする犯罪や暴力団等による組織犯罪などは後を絶たず、県民の不安を解消するには至っていません。

また、交通事故死者数は減少傾向にあるものの、全死者数に占める高齢者の減少率が他の年齢層と比べて小さく、飲酒運転が絡む死亡事故も依然として発生しています。

一方、南海トラフを震源とする巨大地震への備えなど、大規模災害対策の重要性が一層高まっています。

このような治安情勢を踏まえ、警察本部では、平成25年の重点目標の「執務の基本方針」を

「『県民と共に築く安全で安心な三重』の実現～正しく・強く・温かく～」と定めて、「執務の重点」を

- ① 県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進
- ② 大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進とテロの未然防止
- ③ 精強な初動警察態勢の確立と重要犯罪等の徹底検挙
- ④ 暴力団等犯罪組織の壊滅に向けた総合対策と犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策の推進
- ⑤ 交通死亡事故等抑止対策の推進
- ⑥ 少年の健全育成に向けた総合対策の推進
- ⑦ 犯罪被害者等支援の推進と要望・相談等への的確な対応

として、三重県の治安維持に取り組んでまいります。

平成25年度当初予算は、これら治安維持活動に必要な予算を編成したところであり、これにより、「県民の安全・安心」を確保し、三重県の治安水準の一層の向上に努めてまいります。

2 平成25年度「警察費」

【単位：千円】

款	項	平成25年度当初	平成24年度当初	増減
警 察 費		(36,861,813) 36,679,277	37,667,059	(△805,246) △987,782
	警察管理費	33,809,713	34,206,546	△ 396,833
	警察活動費	(3,052,100) 2,869,564	3,460,513	(△408,413) △590,949

※()内は2月補正含みベース

3 「みえ県民カビジョン」施策別予算額

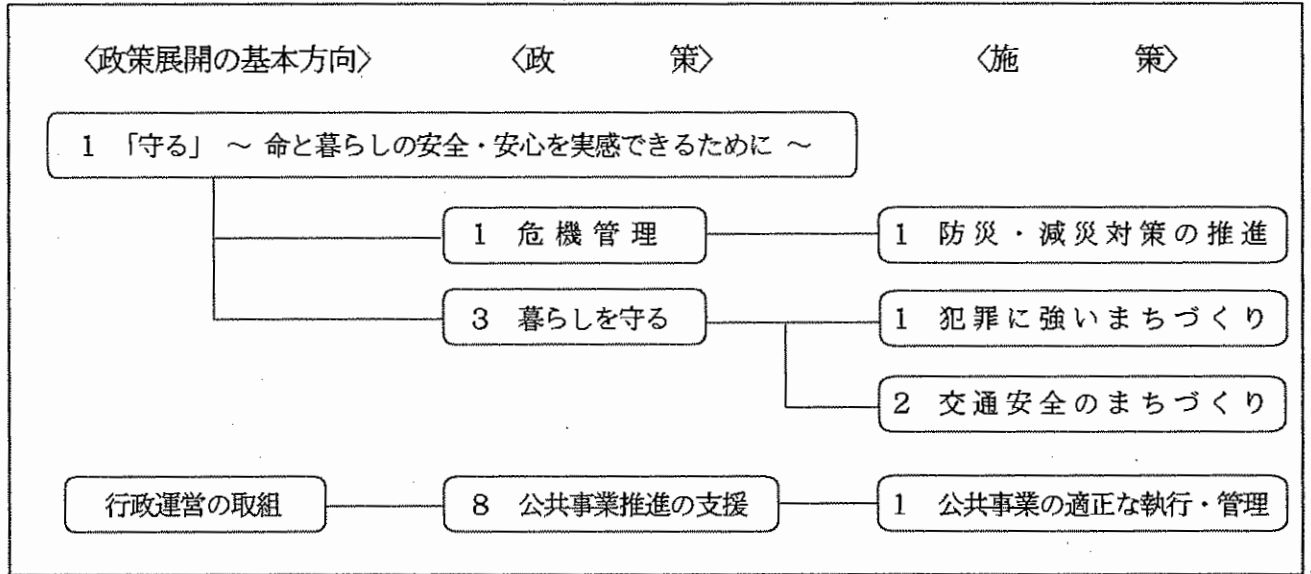
【単位：千円】

施策	基本事業	H25年度予算額	H24年度予算額	増減
111	防災・減災対策の推進	81,343	330,469	△ 249,126
	11102 災害対応力の充実・強化	6,801	28,815	△ 22,014
	11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化	74,542	301,654	△ 227,112
131	犯罪に強いまちづくり	3,429,954	3,511,650	△ 81,696
	13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進	136,722	141,702	△ 4,980
	13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化	485,290	477,854	7,436
	13103 組織犯罪対策の推進	17,768	23,130	△ 5,362
	13104 犯罪被害者等支援対策の充実	52,622	48,694	3,928
	13105 県民の安全を守る活動基盤の整備	2,737,552	2,820,270	△ 82,718
132	交通安全のまちづくり	(2,908,094) 2,725,558	3,338,874	(△430,780) △613,316
	13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	1,094,968	1,130,185	△ 35,217
	13202 安全で快適な交通環境の整備	(1,625,214) 1,442,678	2,021,625	(△396,411) △578,947
	13203 交通秩序の維持	187,912	187,064	848
行政運営8	公共事業推進の支援	2,222	2,819	△ 597
	40801 公共事業の適正な執行・管理	2,222	2,819	△ 597
	その他(人件費等)	30,440,200	30,483,247	△ 43,047
	警察費合計	(36,861,813) 36,679,277	37,667,059	(△805,246) △987,782

※()内は、2月補正含みベース

平成 25 年度 警察 費 当 初 予 算 施 策 別 概 要

「みえ県民カビジョン」施策体系（警察本部関係分）



（単位：千円）

基本事業	予算額	概要
施策 111 防災・減災対策の推進		
11102 災害対応力の充実・強化	6,801	<ul style="list-style-type: none"> 災害警備諸対策の推進 (選・集) 地域を支える警察活動強化事業 災害警備対策事業（震災）
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化	74,542	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプターの維持管理
施策 131 犯罪に強いまちづくり		
13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進	136,722	<ul style="list-style-type: none"> 地域警察活動の推進 自主防犯活動団体活性化推進事業 防犯対策の推進 県民が安心して歩ける防犯まちづくり事業 (選・集) みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進事業 (新) こども見守り事業
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化	485,290	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪捜査活動の推進 環境犯罪、サイバー犯罪対策等の推進 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策の推進 科学捜査器材の整備・維持管理 通信指令システムの運用・整備 テロ等警備諸対策の的確な推進 (雇) 特殊詐欺撲滅対策事業 (新) 取調の録音・録画装置整備事業
13103 組織犯罪対策の推進	17,768	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団等組織犯罪対策の推進 国際犯罪対策の推進 銃器・薬物対策の推進 暴力団排除条例広報啓発事業

13104	犯罪被害者等支援対策の充実	52, 622	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者対策の推進 ・ みえ犯罪被害者総合支援センターへの支援 ・ 警察安全相談対策の推進 (選・集) 犯罪被害者等支援対策の充実事業
13105	県民の安全を守る活動基盤の整備	2, 737, 552	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察職員に対する被服等の支給・貸与 ・ 健康安全管理対策の推進 ・ 警察広報活動の推進 ・ 警察職員教養の推進 ・ 情報化基盤の運用、維持管理 ・ パソコン等の整備・維持管理 ・ 警察車両、警察舟艇、装備資機材の整備、維持管理 ・ 警察署庁舎整備事業 ・ 交番・駐在所等の整備（駐在所2か所整備） ・ 警察施設の整備、維持管理 ・ 留置施設の適正管理 ・ 警察活動に伴う経費 ・ 空き交番対策の経費 ・ 捜査支援システムの運用・維持経費
施策 132 交通安全のまちづくり			
13201	交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	1, 094, 968	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許管理用中型汎用電算機等の運用、維持管理 ・ 運転免許試験・交付・運転免許関係講習等の実施 ・ 安全運転管理者講習の実施 ・ 交通事故抑止対策事業の推進 ・ 交通安全県民力向上事業
13202	安全で快適な交通環境の整備	(1, 625, 214) 1, 442, 678	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通情報提供業務の推進 ・ 自動車保管場所管理業務の推進 ・ 交通管制機器の整備 ・ 信号機の新設・改良・更新等 ・ 道路標識・道路標示の設置・整備 ・ 信号機電線類地中化事業 ・ パーキング・メーター等の運営・整備 ・ 交通管制センターシステム更新整備事業 ・ 交通信号機震災対策事業費 ・ 暮らしと環境を守る交通安全施設整備事業 ・ 次世代支援のための安全な道路交通環境整備事業 (新) 通学路緊急安全対策事業 (2月補正)
13203	交通秩序の維持	187, 912	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事件の捜査 ・ 交通事故自動記録装置の整備 ・ 交通指導取締り、違法駐車対策の推進 ・ 地域交通安全活動推進委員の委嘱等
行政運営8 公共事業推進の支援			
40801	公共事業の適正な執行・管理	2, 222	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県公共事業電子調達システムの運用
その他（人件費等）		30, 440, 200	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公安委員会報酬・給与費等
警察費合計		(36, 861, 813) 36, 679, 277	

- ※ () 内は、2月補正含みベースの予算額を示す
- ※ (選・集)は、選択・集中プログラム事業を示す
- ※ (新)は、新規事業を示す
- ※ (雇)は、緊急雇用創出事業を示す

平成25年度当初予算主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>《政策名：危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～》 <施策名：(111) 防災・減災対策の推進></p> <p>1 災害警備対策費（震災） 1, 388千円 【(11102) 災害対応力の充実・強化】 （第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費） 災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、警察本部科学捜査研究所の鑑定機器等の耐震対策を講じて、災害対応力の強化を図ります。</p> <p>2 地域を支える警察活動強化事業【緊急課題解決1】 2, 526千円 【(11102) 災害対応力の充実・強化】 （第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費） 地域住民の安全・安心のよりどころとして重要な防災拠点である交番・駐在所にポータブル電源や避難誘導用具等の整備を進め、防災拠点機能の強化を図ります。（交番・駐在所50か所）</p>	<p>科学捜査研究所</p> <p>警備第二課</p>
<p>《政策名：暮らしを守る～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～》 <施策名：(131) 犯罪に強いまちづくり></p> <p>1 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進事業【新しい豊かさ協創5】 762千円 【(13101) みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】 （第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費） 地域における少年の非行防止活動の核となる人材を育成するとともに、さまざまな主体による少年の非行防止活動を拡大するため、大学生ボランティアによる非行少年の立ち直り支援活動等を推進します。 （大学生ボランティア50人委嘱、居場所づくり10回開催）</p> <p>2 県民が安心して歩ける防犯まちづくり事業 17, 720千円 【(13101) みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】 （第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費） 犯罪に強いまちづくりを推進するため、老朽化したミニスーパー防犯灯を街頭緊急警報装置に更新整備して、子どもや女性が安心して歩くことができる生活環境を確保します。（10基更新）</p> <p>(新) 3 子ども見守り事業 19, 152千円 【(13101) みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】 （第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費） 学校や塾帰りの子どもを犯罪被害から守るため、老朽化したミニスーパー防犯灯を早急に新しい防犯機器に更新して、子どもが安心して歩ける公共空間を確保します。（鈴鹿地区、松阪地区に各8基）</p>	<p>少年課</p> <p>生活安全企画課</p> <p>生活安全企画課</p>

<p>(新) 4 取調べの録音・録画装置整備事業 10,605千円 【(13102) 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2刑事警察費) 刑事手続きの適正化を図るため、警察署の取調べの録音・録画装置の整備・充実を図ります。(平成25年度 8台整備)</p>	刑事企画課
<p>5 暴力団排除条例広報啓発事業 395千円 【(13103) 組織犯罪対策の推進】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2刑事警察費) 暴力団排除条例を活用した、社会全体での暴力団を排除する機運を高めるため、暴力団排除条例の積極的な広報啓発活動を推進します。</p>	組織犯罪対策課
<p>6 犯罪被害者等支援対策の充実事業【新しい豊かさ協創5】 1,414千円 【(13104) 犯罪被害者等支援対策の充実】 (第9款 警察費 第1項 警察管理費 2警察本部費) 社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、学生等のボランティアと一体となった広報啓発活動等を通じて、県民の被害者支援活動への参加を促進します。 (「命の大切さを学ぶ教室」15回開催、広報啓発イベント1回開催)</p>	広聴広報課
<p>7 警察官駐在所等整備事業 57,487千円 【(13105) 県民の安全を守る活動基盤の整備】 (第9款 警察費 第1項 警察管理費 4警察施設費) 地域の警察活動を支える基盤を強化するため、「生活安全センター」である交番・駐在所の施設の更新整備・充実を図ります。(2駐在所建て替え)</p>	会計課
<p>8 捜査支援システムの整備事業 127,956千円 【(13105) 県民の安全を守る活動基盤の整備】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2刑事警察費) 警察活動の基盤を強化するため、凶悪犯罪、侵入犯罪、広域犯罪等に対応する捜査支援システムの拡充整備を図ります。 (新設1基、中央装置の更新等)</p>	刑事企画課
<p>(新) 9 警察本部庁舎電源対策事業 2,342千円 【(13105) 県民の安全を守る活動基盤の整備】 (第9款 警察費 第1項 警察管理費 4警察施設費) 警察本部機能を確保するため、災害等あらゆる事態を想定した庁舎予備電源施設の整備を図ります。 (2か年事業、平成25年度 実施設計、平成26年度 施設工事)</p>	会計課
<p><施策名：(132) 交通安全のまちづくり></p>	
<p>1 交通安全県民力向上事業 13,500千円 【(13201) 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 3交通指導取締費) 「交通安全アドバイザー」による子どもを中心とした交通弱者に対する交通安全教育及び広報啓発活動を推進することにより、交通安全思想を普及し、交通事故防止のための県民力の一層の向上を図ります。 (委託事業、交通弱者対象の交通安全教室250回以上)</p>	交通企画課

<p>2 国補交通管制センターシステム更新整備事業 130,363千円 【(13202) 安全で快適な交通環境の整備】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 4交通安全施設整備費) 交通流の効率的な管理とリアルタイムな交通情報を提供するため、老朽化した交通管制センターのシステムの更新を行い、複雑・過密化した交通を効率的かつ安全に管理して交通の安全と円滑の確保に努めます。</p>	<p>交通規制課</p>
<p>(新) 3 通学路緊急安全対策事業 0千円 (97,007千円 ※H24年度2月補正含みベース) 【(13202) 安全で快適な交通環境の整備】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 4交通安全施設整備費) 緊急合同点検結果に基づき通学路の中で早急に整備が必要な箇所及び平成24年度までに把握している対策必要箇所について、緊急に安全対策を実施し、安心して通学できる道路交通環境を確保します。</p>	<p>交通規制課</p>
<p>4 くらしと環境を守る交通安全施設整備事業 127,287千円 【(13202) 安全で快適な交通環境の整備】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 4交通安全施設整備費) 信号機の設置要望箇所のうち、交通事故が多発しているなど必要性、緊急性の高い交差点に信号機を整備し、安全・安心で円滑な交通環境を確保します。</p>	<p>交通規制課</p>
<p>5 地域交通安全活動推進事業 2,120千円 【(13203) 交通秩序の維持】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 3交通指導取締費) 交通安全諸活動のリーダーとして活躍する「地域交通安全活動推進委員」の活動を促進し、地域における交通モラルの向上を図ります。</p>	<p>交通企画課</p>

子どもを守る取組～「子ども見守り事業」～

生活安全部

1 子どもの犯罪被害の現状

子どもが被害者となる犯罪については、昨年9月愛知県及び広島県下において小学生女兒が略取・監禁される事件が相次いで発生したほか、県内においても、これら犯罪の前兆事案ともいえる、声掛け・つきまとい事案が高い水準で発生するなど、子どもを犯罪被害から守るための未然防止対策は極めて重要といえる。



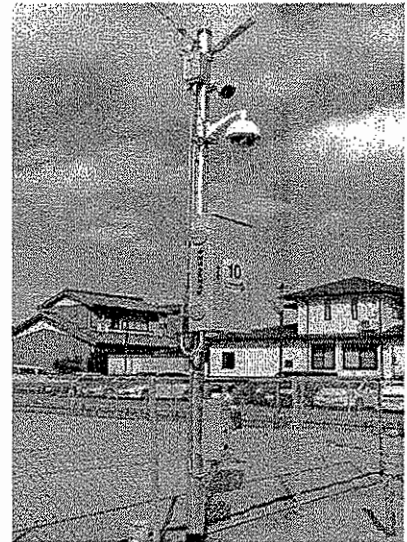
2 スーパー防犯灯等による犯罪抑止対策

警察は、県民が安心して歩ける公共空間を整備するため、街頭犯罪が多発する道路、公園等の公共空間を対象に、平成16年度から3か年計画で8地区75基のスーパー防犯灯等を設置し、犯罪の抑止を図ってきたが、古いもので8年が経過し、約半数が故障等によって停止している状況にあり、子どもの安全確保を始めとする防犯機能の低下が懸念される。

3 街頭緊急警報装置による子どもの見守り強化

警察では、スーパー防犯灯等の代替機として、街頭緊急警報装置を開発し、平成23年度に四日市市日永地区及び鈴鹿市白子地区に（各地区10基）を設置した。本装置は、赤色灯の回転や警報機の吹鳴のほか、防犯カメラによる周辺映像の録画機能を有する機器であり、また、通信機能を除き、コンパクト化したことで故障に強く、設置工事費及び維持管理費ともに、低コストが見込まれる。

そこで、本装置をスーパー防犯灯等に代わる機器として整備することで、子ども見守り機能の回復と強化を図りたいと考えている。



4 事業内容（平成25年度）

(1) 事業費

19,152千円

(2) 整備地区

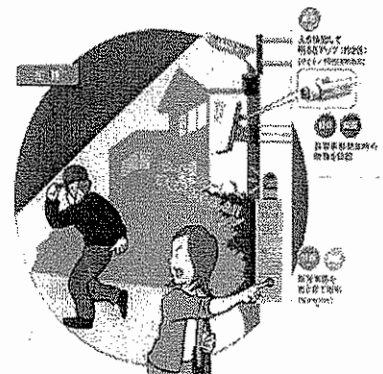
2地区（2警察署管内）×8基 = 16基

- 鈴鹿警察署管内
- 松阪警察署管内

(3) 設置場所（選定理由）

スーパー防犯灯等の設置地区のうち、学校、学習塾等が数多く集積し、子どもの見守り機能の強化が必要と認められる2地区を選定した。

1家の柱で、光・音・目の1-9L機能を実現。



子どもを守る取組 ～「通学路緊急安全対策事業」～

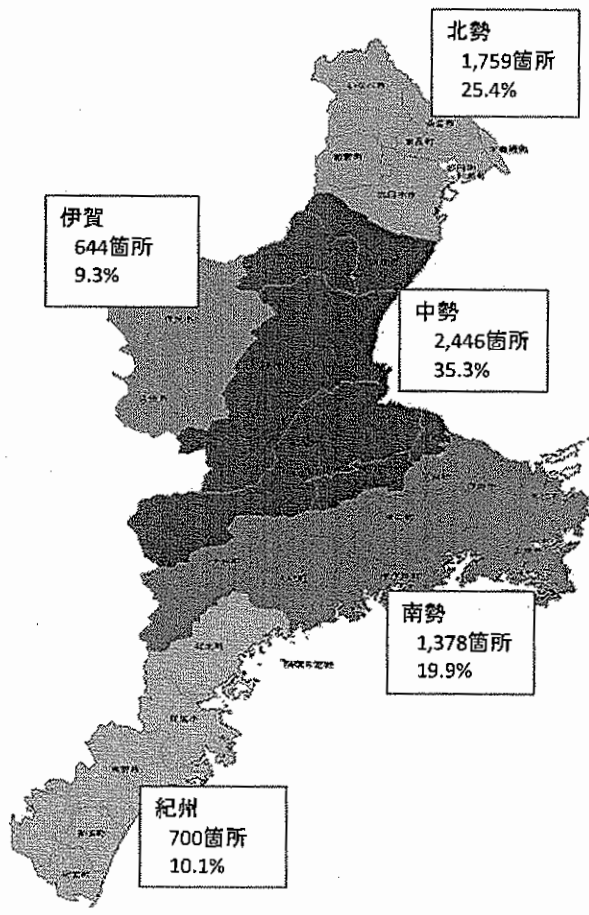
交通部

平成25年度 通学路緊急安全対策事業 対策必要箇所

区分	箇所数	事業費(千円)	
平成25年度 対策必要箇所	緊急合同点検結果に基づく対策未実施箇所	666	18,050
	平成24年度までに把握した通学路対策未実施箇所	6,261	78,957
計	6,927	97,007	

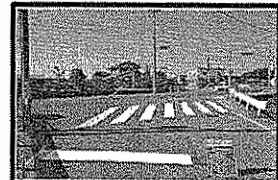
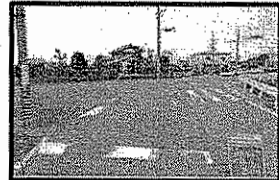


事業内容	箇所数	事業費
国補事業(56.5%) 1～3号指定	3,917	54,882
県単事業(43.5%)	3,010	42,125



方面別	箇所数	割合	
北勢	桑名市	1,759	25.4
	木曾岬町		
	いなべ市		
	東員町		
	四日市市		
	菰野町		
	朝日町		
川越町			
中勢	亀山市	2,446	35.3
	鈴鹿市		
	津市		
	松阪市		
	多気町		
	明和町		
南勢	大台町	1,378	19.9
	大紀町		
	伊勢市		
	玉城町		
	度会町		
	南伊勢町		
	鳥羽市		
	志摩市		
紀州	尾鷲市	700	10.1
	紀北町		
	熊野市		
	御浜町		
伊賀	伊賀市	644	9.3
	名張市		
計	6,927	100.0	

対策効果



議案第75号

「平成24年度三重県一般会計補正予算(第9号)」(警察費)

1 総括

【単位：千円】

	補正前の額	補正額	補正後の予算額
警察費	37,602,023	237,076	37,839,099
警察管理費	34,032,801	359,547	34,392,348
警察活動費	3,569,222	▲ 122,471	3,446,751

2 主な増減項目とその内容

(1) 増額補正の主な内容

- 「給与費」 3億7,364万7千円
希望退職者増加による退職手当の増額等
 - 「施設等運営費」 1,240万9千円
鈴鹿警察署神戸交番復旧工事による増額等
 - 「運転免許費」 1,907万2千円
高齢者講習受講者増加見込みに伴う委託料の増額等
- ※ 増額補正9事業 4億1,201万4千円

(2) 減額補正の主な内容

- 「ヘリコプター維持費」 ▲2,502万1千円
ヘリコプターテレビシステム地上設備工事費の執行残等
 - 「国補交通安全施設整備費」 ▲6,140万7千円
交通管制センターシステム更新工事費の執行残等
 - 「交通安全施設維持費」 ▲1,486万6千円
交通管制センター回線使用料の見込み減等
- ※ 減額補正19事業 ▲1億7,493万8千円

※ 各事業ごとの予算の増減は、別添「平成24年度一般会計補正予算(警察費)」のとおり

別添

平成24年度一般会計補正予算(警察費)

【単位：千円】

No.	事業名	補正前の額	補正額	補正後の予算額
1	委員会総務費	8,144	174	8,318
2	給与費	30,259,405	373,647	30,633,052
3	警察運営費	521,658	▲ 7,284	514,374
4	被害者対策・相談業務対策費	46,441	▲ 2,651	43,790
5	情報管理対策費	217,559	▲ 3,107	214,452
6	施設等運営費	974,755	12,409	987,164
7	運転免許センター維持管理費	172,830	2,132	174,962
8	警察装備費	410,020	2,521	412,541
9	ヘリコプター維持費	299,968	▲ 25,021	274,947
10	警察署庁舎整備費	3,000	▲ 631	2,369
11	県単警察施設整備費	144,987	▲ 11,014	133,973
12	運転免許費	884,869	19,072	903,941
13	恩給費	89,165	▲ 700	88,465
14	警察活動諸費	301,127	1,565	302,692
15	刑事警察活動費	278,775	▲ 5,668	273,107
16	生活安全警察活動費	247,039	▲ 334	246,705
17	テロ等対策費	49,294	▲ 7,819	41,475
18	暴力団対策費	15,224	▲ 307	14,917
19	銃器・薬物対策費	7,907	▲ 1,904	6,003
20	少年警察活動費	22,653	▲ 7	22,646
21	地域安全確保総合対策費	236,742	▲ 9,564	227,178
22	災害警備対策費	27,591	▲ 4,799	22,792
23	交通事故防止対策費	202,331	▲ 13,812	188,519
24	交通環境整備事業費	128,471	197	128,668
25	交通安全意識高揚事業費	44,442	297	44,739
26	国補交通安全施設整備費	1,166,032	▲ 61,407	1,104,625
27	県単交通安全施設整備費	209,792	▲ 4,043	205,749
28	交通安全施設維持費	631,802	▲ 14,866	616,936
	警察費計	37,602,023	237,076	37,839,099

議案第50号 「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営法施行令」という。）の一部改正^(※)に伴い、三重県警察関係手数料条例（平成12年三重県条例第22号。以下「手数料条例」という。）の一部を改正し、風俗営業許可申請手数料等についての規定を整備するものである。

(※) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令
平成25年2月6日公布、平成25年4月1日施行

2 改正手数料の種別

改正する手数料の種別は次表のとおり。

① 風俗営業許可申請手数料	④ 遊技機試験申請手数料
② 遊技機認定申請手数料	⑤ 型式試験申請手数料
③ 遊技機検定申請手数料	⑥ 遊技機変更承認申請手数料

3 改正内容

(1) ぱちんこ遊技機の認定等に係る手数料の改定

試験機器の最新化、事務の合理化等の試験業務の実態、最新の単価を積算に反映させるもの。(上記2の表中②～⑤)

【風営法第20条第8項、風営法施行令第10条の2】

(2) 風俗営業の許可又はぱちんこ遊技機の増設等に係る手数料の改定

上記(1)と同内容の事務が含まれることなどによるもの。(上記2の表中①と⑥)

【風営法第43条、風営法施行令第16条】

4 改正手数料額

改正する手数料額は、風営法施行令における手数料の標準額と同額に改定し、別添「三重県警察関係手数料条例の改正内容一覧表」のとおりとする。

5 施行期日

改正手数料条例は、平成25年4月1日から施行する。

三重県警察関係手数料条例の改正内容一覧表

手数料の種別	現 行		改 正 案		増 減 額		
	区 分	手数料の額	区 分	手数料の額			
1 風俗営業許可申請手数料	(1) ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき	3月以内の期間を限って営む営業	16,000円	(1) ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき	3月以内の期間を限って営む営業	15,000円	-1,000円
		その他の営業	27,000円		その他の営業	25,000円	-2,000円
	同時申請における手数料の減額		9,300円	同時申請における手数料の減額		8,600円	-700円
	減失特例申請の手数料の加算額		7,400円	減失特例申請の手数料の加算額		6,800円	-600円
	(2) ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき	3月以内の期間を限って営む営業	16,000円 +20円×α +(□-2,700円) ×β	(2) ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき	3月以内の期間を限って営む営業	15,000円 +2,800円(特定未認定遊技機がある場合は5,600円) +2,400円×a +40円×α +(□-8,000円) ×β	
		その他の営業	27,000円 +20円×α +(□-2,700円) ×β		その他の営業	25,000円 +2,800円(特定未認定遊技機がある場合は5,600円) +2,400円×a +40円×α +(□-8,000円) ×β	
	同時申請における手数料の減額		9,300円	同時申請における手数料の減額		8,600円	-700円
	減失特例申請の手数料の加算額		7,400円	減失特例申請の手数料の加算額		6,800円	-600円
	(3) ぱちんこ屋等以外の風俗営業について許可を受けようとする場合	3月以内の期間を限って営む営業	15,000円	(3) ぱちんこ屋等以外の風俗営業について許可を受けようとする場合	3月以内の期間を限って営む営業	14,000円	-1,000円
		その他の営業	27,000円		その他の営業	24,000円	-3,000円
	同時申請における手数料の減額		9,300円	同時申請における手数料の減額		8,600円	-700円
	減失特例申請の手数料の加算額		7,400円	減失特例申請の手数料の加算額		6,800円	-600円
2 遊技機認定申請手数料	(1) 遊技機試験を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	2,700円	(1) 遊技機試験を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	2,200円	-500円		
	(2) 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定を受けようとする場合	2,720円	(2) 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定を受けようとする場合	4,340円	+1,620円		
	2台目以降の加算額		20円	2台目以降の加算額		40円	+20円
	(3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合			(3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合			
	ア ぱちんこ遊技機			ア ぱちんこ遊技機			
	(ア) 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)			(ア) 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)			
	a マイクロプロセッサを内蔵するもの		31,700円	a マイクロプロセッサを内蔵するもの		35,000円	+3,300円
	b aに掲げるもの以外のもの		8,200円	b aに掲げるもの以外のもの		16,300円	+8,100円
	(イ) 特定装置が設けられているもの((ア)に掲げるものを除く。)			(イ) 特定装置が設けられているもの((ア)に掲げるものを除く。)			
	a マイクロプロセッサを内蔵するもの		24,700円	a マイクロプロセッサを内蔵するもの		29,000円	+4,300円
	b aに掲げるもの以外のもの		8,200円	b aに掲げるもの以外のもの		16,300円	+8,100円
	(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの		5,900円	(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの		14,400円	+8,500円
イ 回胴式遊技機			イ 回胴式遊技機				
(イ) マイクロプロセッサを内蔵するもの		59,700円	(イ) マイクロプロセッサを内蔵するもの		59,000円	-700円	
(ロ) (イ)に掲げるもの以外のもの		14,700円	(ロ) (イ)に掲げるもの以外のもの		23,000円	+8,300円	
ウ アレンジボール遊技機			ウ アレンジボール遊技機				
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの		30,700円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの		35,000円	+4,300円	
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの		10,800円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの		19,000円	+8,200円	
エ じゃん球遊技機			エ じゃん球遊技機				
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの		30,700円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの		35,000円	+4,300円	

		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	10,800円		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	19,000円	+8,200円	
	オ	アからエまでに掲げる遊技機以外の遊技機			オ	アからエまでに掲げる遊技機以外の遊技機		
		(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	24,700円		(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	29,000円	+4,300円	
		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	3,680円		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	12,600円	+8,920円	
		同時申請2台目以降の減算額	2,700円		同時申請2台目以降の減算額	8,000円	+5,300円	
3	遊技機検定申請手数料	(1) 型式試験を受けた遊技機について検定を受けようとする場合	6,300円	(1) 型式試験を受けた遊技機について検定を受けようとする場合	3,900円		-2,400円	
		(2) 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合	18,000円	(2) 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合	6,300円		-11,700円	
		(3) (1)又は(2)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合		(3) (1)又は(2)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合				
		ア	ばちんこ遊技機		ア	ばちんこ遊技機		
		(ア) 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)		(ア) 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)				
		a	マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,530,000円	a	マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,435,000円	-95,000円
		b	aに掲げるもの以外のもの	296,000円	b	aに掲げるもの以外のもの	438,000円	+142,000円
		(イ) 特定装置が設けられているもの(ア)に掲げるものを除く。)		(イ) 特定装置が設けられているもの(ア)に掲げるものを除く。)				
		a	マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,141,000円	a	マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,128,000円	-13,000円
		b	aに掲げるもの以外のもの	296,000円	b	aに掲げるもの以外のもの	438,000円	+142,000円
		(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	174,000円	(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	338,000円		+164,000円	
		イ	回胴式遊技機		イ	回胴式遊技機		
		(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,816,000円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,621,000円		-195,000円	
		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	399,000円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	479,000円		+80,000円	
		ウ	アレンジボール遊技機		ウ	アレンジボール遊技機		
		(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,193,000円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,148,000円		-45,000円	
		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	349,000円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	482,000円		+133,000円	
		エ	じゃん球遊技機		エ	じゃん球遊技機		
		(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,192,000円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,147,000円		-45,000円	
		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	348,000円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	481,000円		+133,000円	
4	遊技機試験申請手数料	(1) ばちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		(1) ばちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合				
		ア	特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)		ア	特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)		
		(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	32,300円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	43,300円		+11,000円	
		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	8,100円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	23,100円		+15,000円	
		イ	特定装置が設けられているもの(ア)に掲げるものを除く。)		イ	特定装置が設けられているもの(ア)に掲げるものを除く。)		
		(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	25,300円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	36,300円		+11,000円	
		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	8,100円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	23,000円		+14,900円	
		ウ	ア又はイに掲げるもの以外のもの	5,700円	ウ	ア又はイに掲げるもの以外のもの	21,000円	+15,300円
		同時申請2台目以降の減算額	2,300円	同時申請2台目以降の減算額	14,300円		+12,000円	
		(2) 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		(2) 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合				
		ア	マイクロプロセッサを内蔵するもの	62,300円	ア	マイクロプロセッサを内蔵するもの	68,300円	+6,000円
		イ	アに掲げるもの以外のもの	15,300円	イ	アに掲げるもの以外のもの	30,300円	+15,000円

	同時申請2台目以降の減算額	2,300円	同時申請2台目以降の減算額	14,300円	+12,000円
	(3) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		(3) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	31,300円	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	42,300円	+11,000円
	イ アに掲げるもの以外のもの	10,800円	イ アに掲げるもの以外のもの	26,300円	+15,500円
	同時申請2台目以降の減算額	2,300円	同時申請2台目以降の減算額	14,300円	+12,000円
	(4) じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		(4) じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	31,300円	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	42,300円	+11,000円
	イ アに掲げるもの以外のもの	10,800円	イ アに掲げるもの以外のもの	26,300円	+15,500円
	同時申請2台目以降の減算額	2,300円	同時申請2台目以降の減算額	14,300円	+12,000円
	(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	25,300円	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	36,300円	+11,000円
	イ アに掲げるもの以外のもの	3,300円	イ アに掲げるもの以外のもの	19,100円	+15,800円
	同時申請2台目以降の減算額	2,300円	同時申請2台目以降の減算額	14,300円	+12,000円
5 型式試験申請手数料	(1) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		(1) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		
	ア 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)		ア 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)		
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,524,200円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,442,000円	-82,200円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	290,200円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	445,000円	+154,800円
	イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)		イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)		
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,135,200円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,135,000円	-200円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	290,200円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	445,000円	+154,800円
	ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	168,200円	ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	345,000円	+176,800円
	(2) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		(2) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,810,200円	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,628,000円	-182,200円
	イ アに掲げるもの以外のもの	393,200円	イ アに掲げるもの以外のもの	486,000円	+92,800円
	(3) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		(3) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,187,200円	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,155,000円	-32,200円
	イ アに掲げるもの以外のもの	343,200円	イ アに掲げるもの以外のもの	489,000円	+145,800円
	(4) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		(4) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,186,200円	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,154,000円	-32,200円
イ アに掲げるもの以外のもの	342,200円	イ アに掲げるもの以外のもの	488,000円	+145,800円	
6 遊技機変更承認申請手数料	(1) 認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合	3,400円	(1) 認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合	2,400円	-1,000円
	(2) 認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合	3,400円 +20円×α +(□-2,700円) ×β	(2) 認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合	5,200円(特定未認定遊技機がある場合は8,000円) +2,400円×α +40円×α +(□-8,000円) ×β	

(凡例)

- α: 特定未認定遊技機(認定を受けた遊技機以外の遊技機であって検定を受けた型式に属する遊技機でないもの)の型式数
α: 認定を受けた遊技機以外の遊技機であって検定を受けた型式に属する遊技機の台数
β: 特定未認定遊技機の台数
□: 2(3)の右欄に定める額

議案第62号 警察職員の救慰に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

先の東日本大震災を契機として、殉職した警察職員の功労に対して授与される救慰金の額について、他府県との間に格差が生じていることが明らかとなったことから、三重県の行政改革の一環として行われる条例の一斉点検・見直しにより、警察職員の救慰金の額等に関する規定を整備するものである。

これにより、全国的な水準に合わせて、救慰金の支給限度額が現在の2,100万円から3,000万円に改められ、特に功労があった場合の最高額を6,000万円に改めるものである。

2 主な改正内容

区 分		警察表彰規則(国)	三 重 県 条 例	
		現行(H23改正)	現 行	改 正 案
殉 職	特別賞じゅつ金	3,000万円		
	賞じゅつ金	2,520万円	2,100万円	3,000万円
	特別功労加算	10割以内	10割以内	10割以内
障 害 者 救 慰 金	1 級	1,870万円	1,730万円	1,870万円
	2 級	1,550万円	1,490万円	1,550万円
	3 級	1,360万円	1,290万円	1,360万円
	4 級	1,210万円	1,110万円	1,210万円
	5 級	1,030万円	960万円	1,030万円
	6 級	900万円	830万円	900万円
	7 級	760万円	690万円	760万円
	8 級	640万円	550万円	640万円
	9 級		440万円	550万円
	10 級		330万円	470万円
	11 級		240万円	400万円
	12 級		160万円	350万円
	13 級		110万円	300万円
	14 級		80万円	260万円
特 に 抜 群 の 功 労 の 加 算	1 級 190 万加算可		—	1 級 190 万加算可
	各級 10 割以内		1~3 級 10 割以内	各級 10 割以内
見 舞 金	医療期間(2週間未満)		10万円	10万円
	医療期間(2週以上1月未満)		15万円	25万円
	医療期間(1月以上3月未満)		30万円	40万円
	医療期間(3月以上6月未満)		50万円	60万円
	医療期間(6月以上)		75万円	90万円

3 施行期日

公布の日から施行するものとする。